

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令について

1. 趣旨

年金関係の行政手続において、平成 30 年 3 月から順次マイナンバーの利用が可能となることに伴い、組合員が提出する年金関係の各種申請・届出等の様式にマイナンバーを記載できる欄を設けるなど、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）各種申請・届出等の様式における記載事項の追加等

- マイナンバーによる各種手続を可能とするため、「個人番号」の文言を追加する等、所要の規定整備を行う。

（2）読替規定の改正

- 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 10 号）の施行に伴う、読替規定の改正を行う。

3. スケジュール

公布日：平成 30 年 3 月 2 日（金）

施行日：平成 30 年 3 月 5 日（月）